

行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）及び行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第二条 審査会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会長への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(交付の求め)

第四条 法第三十八条第一項（法第六十六条第一項において準用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）及び法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付の求め（以下「交付の求め」という。）は、別記様式による提出書類等閲覧等請求書によって行うものとする。

(手数料の減免)

第五条 条例第四条の規定による手数料の減免は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める者について、交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 条例第四条の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人（以下この項及び次項において「審査請求人等」という。）は、交付の求めの際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を前条に規定する提出書類等閲覧等請求書に記載しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(用紙の規格)

第六条 条例別表備考の用紙の規格は、日本工業規格 A 列三番及び A 列四番とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式

提出書類等閲覧等請求書

平成 年 月 日

様

請求者の氏名又は法人等の名称	
住所又は法人等の所在地	(〒 -)
連絡先	電話() -

行政不服審査法の規定により、書類の

閲覧
写し等の交付
閲覧及び写し等の交付

 を求めます。

1 閲覧等の内容

閲覧等の対象となる審査請求	
閲覧等を求める提出書類等の内容	
閲覧等の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧を希望 <input type="checkbox"/> 写しの交付を希望 写しの区分 <input type="checkbox"/> 白黒 <input type="checkbox"/> カラー

注 写しを交付する場合、用紙1枚につき、白黒の場合10円、カラーの場合20円（両面の場合は、白黒20円、カラー40円）の手数料がかかります。

※ 以下は、経済的困難により手数料の減免を求める場合に記入してください（資力がないものと認められた場合、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料が減額又は免除されます。）。

2 手数料の減免の求め

以下の理由により、提出書類等の写しの交付等に係る手数料を納付する資力がないため、当該手数料の減免を併せて申請します。

減免を求める理由	<input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく扶助を受け、経済的に困難な状況にあるため <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）	<input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく保護決定通知書の写し <input type="checkbox"/> その他 ()

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。